

# 平成19年度 沖縄県訟務年報

～ 訴訟等の処理状況に関する報告書 ～

平成20年11月 5 日報告

沖縄県総務部総務私学課

# 平成19年度沖縄県訟務年報

〔平成20年11月5日報告 総務部（総務私学課）〕

---

---

## 目次

---

---

1	訴訟事件の概要	1
2	各部等における訴訟事件の所管件数	1
3	部等が所管している訴訟等の処理状況（平成20年3月31日現在）	2
	備考 これまでの訴訟事件数の推移及び事件数統計方法の変更について	3
4	訴訟事件ごとの概要	
	(1) 行政事件	
	ア 総務部	4
	イ 農林水産部	4
	ウ 土木建築部	5
	(2) 民事事件	
	ア 総務部	7
	イ 企画部	8
	ウ 文化環境部	8
	エ 福祉保健部	10
	オ 観光商工部	35
	カ 土木建築部	35
	キ 教育庁	38
	ク 警察本部	40

参考 訴訟等事務処理要領（昭和59年12月21日制定。沖縄県知事決裁）

---

---

## 1 訴訟事件の概要

平成19年度（平成20年3月31日現在）において、沖縄県を当事者とする訴訟等は169件であり、部局ごとに、事件の内容ごとに分類すると次の表のとおりである。

主管部課 事件区分	行政事件			民事事件			合計
	取消訴訟	その他	計	損害賠償	その他	計	
知事部局の計	3	9	12	127	19	146	158
知事公室	0	0	0	0	0	0	0
総務部	1	0	1	2	2	4	5
企画部	0	0	0	0	2	2	2
文化環境部	0	0	0	5	0	5	5
福祉保健部	0	0	0	119	2	121	121
農林水産部	0	4	4	0	0	0	4
観光商工部	0	0	0	0	1	1	1
土木建築部	2	5	7	1	12	13	20
出納事務局	0	0	0	0	0	0	0
教育庁の計				7	0	7	7
警察本部の計				4	0	4	4
合計	3	9	12	138	19	157	169

注 「行政事件」には、違法公金支出差し止めを理由とする住民訴訟が含まれる。

## 2 各部等における訴訟事件の所管件数

主管部局 事件年度	各部等の所管事件数 (平成19年3月31日現在)	平成19年度中処理件数		総務私学課長への 一件書類引継済件数	各部等の所管事件数 (平成20年3月31日現在)
		新規	終結等		
知事部局の計	154	8	8	4	158
知事公室	0	0	0	0	0
総務部	4	1	1	0	5
企画部	2	0	1	0	2
文化環境部	3	2	1	0	5
福祉保健部	121	0	0	0	121
農林水産部	2	1	0	1	4
観光商工部	0	1	0	0	1
土木建築部	20	3	5	3	20
出納事務局	0	0	0	0	0
教育庁の計	5	2	3	0	7
警察本部の計	2	3	1	1	4
合計	161	13	12	5	169

注 「平成19年度中処理件数」の「終結等」の欄の件数には、裁判が終結した訴訟等の件数のほか、和解による訴えの取下げ及び不調により事件が終結となった訴訟等の件数を含む。

3 部等が所管している訴訟等の処理状況（平成20年3月31日現在）

(1) 行政事件

処理状況 主管部課	行政事件					判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引渡手続中 その他	総計
	方針調整中	訴訟準備中	係争中	和解調整中	取下げ			
総務部						1		1
農林水産部			1			3		4
土木建築部			2			5		7
合計								12

(2) 民事事件

処理状況 主管部課	民事事件					判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引渡手続中 その他	総計
	方針調整中	訴訟準備中	係争中	和解調整中	取下げ			
知事部局の計			8		2	135	1	146
総務部			2		1			3
企画部					1	1		2
文化環境部			1			4		5
福祉保健部			1			120		121
観光商工部			1			1		2
土木建築部			3			9	1	13
教育庁の計		1	1		2	2	1	7
警察本部の計			3			1		4
合計		1	12		4	138	2	157

(3) 行政事件と民事事件の全体

処理状況 主管部課	行政事件と民事事件の全体					判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引渡手続中 その他	総計
	方針調整中	訴訟準備中	係争中	和解調整中	取下げ			
知事部局の計			11		2	144	1	158
知事公室								0
総務部			2		1	2		5
企画部					1	1		2
文化環境部			1			4		5
福祉保健部			1			120		121
農林水産部			1			3		4
観光商工部			1					1
土木建築部			5			14	1	20
出納事務局								0
教育庁の計		1	1		2	2	1	7
警察本部の計			3			1		4
合計		1	15		4	147	2	169

備考 これまでの訴訟事件数の推移及び事件総括統計方法の変更について

主管部局	事件年度 各部等所管事件数 (平成18年3月31日現在)	各部等所管事件数 (平成19年3月31日現在)			各部等所管事件数 (平成20年3月31日現在)
		平成19年10月22日報告分	統計方法変更による追加	平成20年10月_日報告	
<b>知事部局の計</b>	66	66	88	154	158
知事公室	0	0	0	0	0
総務部	2	4	0	4	5
企画部	2	2	0	2	2
文化環境部	2	2	1	3	5
福祉保健部	43	42	79	121	121
農林水産部	3	2	2	4	4
観光商工部	0	0	0	0	1
土木建築部	14	14	6	20	20
出納事務局	0	0	0	0	0
<b>教育庁の計</b>	3	5	0	5	7
<b>警察本部の計</b>	2	2	0	2	4
合計	71	73	88	161	169

注1 「各部等所管事件数(平成19年3月31日現在)」の「統計方法変更による追加」の欄の数値は、平成19年度訟務年報を作成するに当たって訴訟等の事件数について把握するための統計方法を変更したことにより追加される件数(82件)のほか、平成18年度訟務年報の作成に当たって各部等からの報告が漏れていた事件数(6件)を含む。

2 平成19年度訟務年報を作成するに当たっては、次のとおり訴訟等の事件数を把握するための統計方法について変更した。

- (1) 平成18年度訟務年報に関する報告においては、訴訟等に係る紛争ごとに事件数を把握することとし、訴訟等に係る一連手続(原審から上告審まで)に着目し、司法手続上判決が確定し又は事件が終結するまでの手続が終了した事件を1件として附番し整理していた。
- (2) しかしながら、1の事件であっても原審、控訴審又は上告審において、訴訟等が提起される裁判所が異なるほか、裁判過程における戦術との関係から、裁判における当事者の法的主張等の内容が異なる場合があることから、1の法的紛争であっても、原審、控訴審又は上告審をそれぞれ別の事件として扱い、統計を作成することが適当であると判断した。
- (3) (2)に説明する判断に基づき、平成19年度訟務年報に関する報告においては、原審、控訴審及び上告審にそれぞれ附番し、それぞれを別の事件として把握し、統計する方法を採用することとし、この統計方法の変更に伴う追加について平成19年度訟務年報(平成19年10月22日報告分)に加えるための整理を行う。
- (4) なお、(3)のとおり、平成18年度末(平成19年3月31日現在)に沖縄県が当事者となり、各部等が所管していた事件については計161件として取り扱い、事後の訴訟件数を整理するものとする。

4 訴訟事件ごとの概要

(1) 行政事件

	事件名	当事者	事件の概要	所管課
1	<p><b>提起日</b> 平成18年5月31日 那覇地方裁判所 平成18年(行ウ)第3号 差押処分等裁決取消請求事件 <b>判決確定済</b></p>	<p><b>原告</b> 〇〇〇〇 <b>被告</b> 沖縄県</p>	<p>行政不服審査法に基づく審査請求の裁決について、行政事件訴訟法に基づきその取消しを求め提訴した。その内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県が滞納処分として平成17年4月18日付けで行った、原告名義の預金のうち、66万4200円の支払請求権に対する差押処分の取消</li> <li>2 原告の平成17年6月15日付け審査請求（本件差押処分に関する不服申立て）について、同年11月30日付けでした裁決の取消</li> </ol> <p><b>判決言渡日</b> 平成18年11月15日 <b>判決要旨</b> 本件訴えをいずれも却下する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 滞納処分として平成17年4月18日付けでした原告名義の預金のうち、66万4200円の支払請求権に対する差押処分の取消し</li> <li>2 沖縄県知事が原告の平成17年6月15日付け審査請求（本件差押え処分に関する不服申立て）について、同年11月30日付けでした裁決の取消し</li> </ol>	税務課
2	<p><b>原審</b> <b>提起日</b> 平成8年11月25日 那覇地方裁判所 平成8年(行ウ)第10号 違法公金支出差止等請求事件 <b>判決言渡済</b></p>	<p><b>原告</b> 〇〇〇〇〇ほか 9名 <b>被告</b> 沖縄県知事 稲嶺 嶺恵一、大田昌秀 (個人)</p>	<p>国頭村が実施している団体営農地開発事業辺野喜地区は、土地改良法、文化財保護法等に反し違法との理由により、沖縄県知事に対し、本県事業に関する公金支出や契約締結等の中止を求めるとともに、知事個人に対し同事業に要した県費等の損害賠償を請求した事件である。</p> <p><b>判決言渡日</b> 平成15年6月6日 <b>判決要旨</b> 判決は、土地改良法違反の瑕疵を認めただうえで、下記の内容であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被告大田昌秀は、沖縄県に対し、金2767万8000円余を支払え。</li> <li>2 被告沖縄県知事稲嶺恵一が、被告大田昌秀に対し、損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、その行使を怠っていることは違法である。</li> <li>3 訴訟費用は5分の4を被告負担とし、その余を原告負担とする。</li> </ol>	農村整備課
3	<p><b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成15年6月16日 福岡高等裁判所那覇支部 平成15年(行コ)第3号 違法公金支出差止等請求控訴事件 <b>判決言渡済</b></p>	<p><b>控訴人</b> 沖縄県知事 稲嶺 嶺恵一、大田昌秀 (個人) <b>被控訴人</b> 〇〇〇〇〇ほか 7名</p>	<p>国頭村が実施している団体営農地開発事業辺野喜地区は、土地改良法、文化財保護法等に反し違法との理由により、沖縄県知事に対し、本県事業に関する公金支出や契約締結等の中止を求めるとともに、知事個人に対し同事業に要した県費等の損害賠償を請求した事件である。</p> <p><b>判決言渡日</b> 平成16年10月14日</p>	農村整備課

			<p><b>判決要旨</b></p> <p>判決は行政手続上に瑕疵があると認めたが、事業全体が違法となるものでなく、補助金支出については公益上の必要があったとして、下記の内容であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原判決中、控訴人らの敗訴部分を取り消す。</li> <li>2 上記取消部分につき、被控訴人らの請求をいずれも棄却する。</li> <li>3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする。</li> </ol>	
4	<p><b>上告審</b></p> <p><b>提起日</b> 平成16年10月22日</p> <p>最高裁判所第二小法廷</p> <p>平成17年（行ツ）第10号</p> <p>違法公金支出差止等請求上告事件</p> <p>平成17年（行ヒ）第12号</p> <p>違法公金支出差止等請求上告受理申立事件</p> <p style="text-align: right;"><b>判決確定済</b></p>	<p><b>上告人</b></p> <p>〇〇〇〇〇ほか5名</p> <p><b>被上告人</b></p> <p>沖縄県知事 稲嶺恵一、大田昌秀（個人）</p>	<p>国頭村が実施している団体営農地開発事業辺野喜地区は、土地改良法、文化財保護法等に反し違法との理由により、沖縄県知事に対し、本県事業に関する公金支出や契約締結等の中止を求めるとともに、知事個人に対し同事業に要した県費等の損害賠償を請求した事件である。</p> <hr/> <p><b>判決言渡日</b> 平成18年6月9日</p> <p><b>判決要旨</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件上告を棄却する。</li> <li>2 本件を上告審として受理しない。</li> <li>3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。</li> </ol>	農村整備課
5	<p><b>提起日</b> 平成19年8月15日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成19年（行ウ）第13号</p> <p>違法公金支出差止等請求事件</p> <p style="text-align: right;"><b>係争中</b></p>	<p><b>原告</b></p> <p>〇〇〇〇外8名</p> <p><b>被告</b></p> <p>沖縄県知事</p>	<p>県北部の国頭村内で実施している沖縄北部地域森林計画書に記載されている沖縄北部地域森林計画書に記載されている林道の開設事業について、森林法等に違反し、県北部の自然環境を破壊する違法な事業であるとして、県知事に対し、公金支出の差止め請求及び当該職員への損害賠償を請求した事件である。</p>	森林緑地課
6	<p><b>提起日</b> 平成17年9月20日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成17年（行ウ）第17号</p> <p>使用裁決取消請求事件</p> <p style="text-align: right;"><b>判決確定済</b></p>	<p><b>原告</b></p> <p>〇〇〇〇ほか153名</p> <p><b>被告</b></p> <p>沖縄県</p>	<p>嘉手納飛行場内の土地を所有する〇〇〇〇ほか153名の原告らが、嘉手納基地内にある土地2筆に係る使用裁決について、憲法第9条及び第29条に違反しているほか、申請までに十分な任意交渉が行われていないため土地収用法第39条の要件を欠き違法であると主張して取消しを求めた。</p> <p>なお、本件は、使用裁決申請に先立って行われた駐留軍使用特措法第5条による使用認定が違法・違憲であるとして争われた平成15年（行ウ）第4号使用認定取消請求事件に併合された。</p> <hr/> <p><b>判決言渡日</b> 平成19年4月24日</p> <p><b>判決要旨</b></p> <p>本件に係る使用裁決は、合憲である。</p> <p>また、土地収用法第39条は、使用に関する合意が得られないことが明らかである場合にまで任意交渉を裁決申請の要件とはしていない。したがって、原告らの請求は、理由がないため棄却する。</p>	用地課
7	<p><b>原審</b></p>	<p><b>原告</b></p>	<p>原告は平成18年11月19日付けで沖縄県知事（以下</p>	海岸防

	<p><b>提起日</b> 平成18年12月18日 那覇地方裁判所 平成18年(行ウ)第16号 不作為の違法確認請求事件 <b>判決言渡済</b></p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ <b>被告</b> 沖縄県</p>	<p>「被告知事」という。)に対し、公有水面埋立法に基づく公有水面埋立免許の出願(以下「本件出願」という。)をし、また、本件出願に対する被告知事の不作為について同月23日付けで異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)をした。 本件は、原告が被告に対し、被告知事が行政不服審査法第50条2項所定の期間内(本件異議申立ての日から20日以内)に同項の定める措置をしなかったことが違法との確認を求める事案である。</p> <p><b>判決言渡日</b> 平成19年6月26日 <b>判決要旨</b> 1 原告の訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	<p>災課</p>
8	<p><b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成19年7月4日 福岡高等裁判所 平成19年(行コ)第4号 不作為の違法確認請求控訴事件 <b>判決言渡済</b></p>	<p><b>控訴人</b> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ <b>被控訴人</b> 沖縄県</p>	<p>第一審判決は、論理的に矛盾しており民事訴訟法第305条に基づき取消しを免れない判決であるとして、原告が控訴した事案である。</p> <p><b>判決言渡日</b> 平成19年8月28日 <b>判決要旨</b> 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。</p>	<p>海岸防 災課</p>
9	<p><b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成19年9月10日 福岡高等裁判所那覇支部 平成19年(行サ)第10号 不作為の違法確認請求上告提起事件 <b>判決確定済</b></p>	<p><b>上告人</b> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ <b>被上告人</b> 沖縄県</p>	<p>原判決は最高裁判所昭和29年8月24日第3小法廷判決と相反する判決があるとして、控訴人が上告した事案である。</p> <p><b>判決言渡日</b> 平成19年12月27日 <b>判決要旨</b> 1 本件上告を却下する。 2 上告費用は上告人の負担とする。</p>	<p>海岸防 災課</p>
10	<p><b>提起日</b> 平成17年5月20日 那覇地方裁判所 平成17年(行ウ)第7号 平成17年(行ウ)第8号 泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件 <b>係争中</b></p>	<p><b>原告</b> ○ ○ ○ ○ ○ ほか <b>被告</b> 沖縄県知事、沖縄市長</p>	<p>泡瀬干潟は県内で最大、最良の環境を有しており、埋立てはこの最良な生態系を破壊するものである。杜撰な環境影響評価が行われ、当該結果に基づき、安易に埋立免許・証人を与えたことは違法であり、また、当該事業に合理性はない。 以上のことから、被告沖縄県知事は、一切の支出行為等の差し止めと債務者稲嶺恵一及び国に対し、損害賠償請求を行うことを求める事件である。</p>	<p>港湾課</p>
11	<p><b>提起日</b> 平成15年8月6日 那覇地方裁判所 平成15年(行ウ)第15号 開発許可処分取消請求事件 <b>判決確定済</b></p>	<p><b>原告</b> ○ ○ ○ ○、△△ △△、□□□□ <b>被告</b> 沖縄県知事 稲嶺恵一</p>	<p>西表島でホテルの開発計画があり、沖縄県知事が開発許可処分を行う。 これに対し原告は、ホテルにより海が汚れ、海さらしという染色業に支障を来すことなどから、開発許可の取消しを求めた訴訟である。</p> <p><b>判決言渡日</b> 平成16年8月24日 <b>判決要旨</b> 開発行為に関する工事が完了したため、開発許可の</p>	<p>建築指 導課</p>



			取消しを求める法律上の利益は失われ、訴えは不適法であるため、却下	
12	<u>提起日</u> 平成17年2月22日 那覇地方裁判所 平成17年(行ウ)第1号 違法公金支出金返還等請求事件 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">係争中</span>	<u>原告</u> 〇〇〇ほか8名 <u>被告</u> 沖縄県知事 仲井眞弘多	沖縄県知事が委託し、作成した「新石垣空港整備事業に係る環境影響評価準備書」は、瑕疵ある成果品である。この対価として支払われた前払金3150万円と完成払金7350万円の公金支出は違法である。 よって、沖縄県知事に、公金を支出した職員に対し、同支出額の賠償を求めることを請求した事件である。	新石垣空港課

(2) 民事事件

	事件名	当事者	事件の概要	所管課
1	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成17年10月27日 那覇地方裁判所 平成17年(ワ)第1082号 損害賠償請求事件 <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">判決言渡済</span>	<u>原告</u> 〇〇〇〇 <u>被告</u> 沖縄県 沖縄県離島医療組合ほか3名	原告の任命権者である沖縄県知事が正当な人事権の行使の範囲を超え、又は人事権の濫用により、違法かつ不当な配置換えの職務命令を発し、及び名誉等を毀損したことにより、原告に損害を発生させたこと等を理由として、原告の使用者である被告沖縄県に損害の賠償を請求した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成20年2月6日 <u>判決要旨</u> 被告県の一連の配転措置に裁量の逸脱はなく、人事権の濫用は認められないとして、原告の沖縄県に対する請求は棄却された。	人事課
2	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成20年2月18日 福岡高等裁判所那覇支部 平成20年(ネ)第33号 損害賠償請求控訴事件 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">係争中</span>	<u>控訴人</u> 〇〇〇〇 <u>被控訴人</u> 沖縄県	原告の任命権者である沖縄県知事が正当な人事権の行使の範囲を超え、又は人事権の濫用により、違法かつ不当な配置換えの職務命令を発し、及び名誉などを毀損したことにより、原告に損害を発生させたこと等を理由として、沖縄県に損害賠償を請求した事件である。	人事課
3	<u>提起日</u> 平成15年4月1日 那覇地方裁判所(沖縄支部) 平成15年(ワ)第145号 所有権移転登記抹消登記手続請求事件 <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">取下げ</span>	<u>原告</u> 〇〇〇〇〇 <u>被告</u> 沖縄県	原告と訴外△△△△間の本件土地の移転登記に伴い、県は、訴外△△△△に対し公租公課の滞納処分として、差押登記を了している。 これに対し、原告は、訴外△△△△との本件土地の移転登記は、無効な登記であり移転登記の抹消登記の手続をすることを請求。 同、抹消登記の手続に伴い、沖縄県に対し当該移転登記の抹消登録手続を承諾することを請求。  <u>訴え取下げ日</u> 平成16年8月18日 <u>取下げ理由</u> 第10回公判において、△△△△と原告との間で和解したため、沖縄県に対する訴えを放棄した。	税務課
4	<u>提起日</u> 平成18年4月19日 那覇地方裁判所	<u>原告</u> 〇〇〇〇〇〇	沖縄県が管理している所有者不明土地の所有権の存否を争う事件である。	管財課

	平成18年(ワ)第410号 土地所有権確認請求事件 係争中	被告 沖縄県	原告は、本件各土地が原告祖父の所有であり、原告父への家督相続及び原告父の死亡による原告兄弟等の相続により本件土地の所有権を取得したとして、所有権確認請求事件を提起した。	
5	提起日 平成16年12月20日 那覇地方裁判所 平成16年(ワ)第1302号 賃借権確認等請求事件 判決言渡済	原告 ○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○ (△△△△△) 被告 沖縄県、●●●●● ●●●●●●●●●● ●● (▼▼▼▼▼ ▼)	□□□□ビル賃借権(入居権)の確認請求及び△△△△店舖が□□□□ビルへ入居できなかったのは、県が「覚書」を守らなかったためだとして損害賠償を請求した事件である。 また、□□□□ビルの供用開始以降△△△△△が負担した■●●●ビルの赤字についても、同様に県に原因があるとして損害賠償を請求している事件である。 判決言渡日 平成18年11月29日 判決要旨 □□□□ビル・■●●●ビルへの入居や営業に対する沖縄県の斡旋義務違反などが争点になったが、いずれも原告の主張は理由がないとして請求は棄却された。	交通政策課
6	提起日 平成17年6月3日 那覇地方裁判所 平成17年(ワ)第548号 経営権確認等請求事件 取下げ	原告 ○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○ (△△△△△) 被告 沖縄県	原告の●●●●●●●●●●に対する経営権について、県が覚書を守っていないと主張し、経営権の確認とこれにより生じた損害賠償を請求した事件である 取下げ日 平成19年4月11日	交通政策課
7	原審 提起日 平成14年7月15日 東京地方裁判所 平成14年(ワ)第15271号 損害賠償請求事件 判決言渡済	原告 ○○○ 被告 沖縄県、△△△△△、●●●●●、□□□□□、▲▲▲▲▲	本件は、沖縄県立芸術大学に在籍していた原告が、被告△△△△△からは暴言、暴行、セクシャル・ハラスメント、私用での使い走り等不法行為を受け、被告□□□□□からは、暴言、セクシャル・ハラスメント等の不法行為を受け、被告●●●●●からは原告が提出した欠席届を放置する不法行為を受け、被告▲▲▲▲▲からは、上記の不法行為についての学内での調査の過程で、原告の心情に全く配慮せずに対応した等の不法行為を受けたと主張して、それぞれ不法行為に基づく損害賠償等を請求するとともに、被告沖縄県については、使用者責任及び良好な勉学環境を提供するという在学契約の債務不履行に基づいて、損害賠償等を請求した事件である。 判決言渡日 平成17年3月25日 判決要旨 1 被告△△△△△は、原告に対し、5万5千円及びこれに対する平成14年7月25日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。 2 原告の被告△△△△△に対するその余の請求及びその余の被告らに対する請求をいずれも棄却する。 3 訴訟費用は、被告△△△△△について生じた費用100分の1を被告△△△△△の負担とし、その余の	文化振興課

			費用は原告の負担とする。 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。 ※芸大を運営する被告沖縄県が被告△△△△の行為に関して国家賠償法に基づく責任を負うとは認められない旨の判決内容となっている。	
8	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成17年4月7日 東京高等裁判所 平成17年(ネ)第2198号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	<u>控訴人</u> ○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県、△△△ △、●●●●、□ □□□□、▲▲▲ ▲	本件は、沖縄県立芸術大学に在籍していた原告が、被告△△△△からは暴言、暴行、セクシャル・ハラスメント、私用での使い走り等不法行為を受け、被告□□□□からは、暴言、セクシャル・ハラスメント等の不法行為を受け、被告●●●からは原告が提出した欠席届を放置する不法行為を受け、被告▲▲▲▲からは、上記の不法行為についての学内での調査の課程で、原告の心情に全く配慮せずに対応した等の不法行為を受けたと主張して、それぞれ不法行為に基づく損害賠償等を請求するとともに、被告沖縄県については、使用者責任及び良好な勉学環境を提供するという在学契約の債務不履行に基づいて、損害賠償等を請求した事件である。 平成17年3月25日に言渡された第一審判決を不服として控訴している。	文化振興課
			<b>判決言渡日</b> 平成18年1月24日 <b>判決要旨</b> 1 本件控訴をいずれも棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。 控訴人の請求は、被控訴人△△△△に対し5万5千円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める限度で控訴人の請求を認容し、同被控訴人に対するその余の請求及びその余の被控訴人らに対する請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却するとの内容となっている。	
9	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成15年4月18日 那覇地方裁判所平良支部 平成15年(ワ)第18号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<u>原告</u> ○○○○外93名 <u>被告</u> 沖縄県、△△△ △	被告△△△△が設置した産業廃棄物最終処分場における焼却や埋立て等により、日常的に悪臭、排ガス、ばいじん等による被害を受けたほか、平成13年11月28日に発生した火災に伴い、一次避難を余儀なくされ重篤な健康被害等を受けたとして、地元住民が事業者及び県に対し損害賠償を請求している事件である。 沖縄県は、廃棄物処理法による事業者の業務を監督する権限を怠って、事業者の日常的な違法行為を看過し、さらには意図的に見逃すことによって、違法行為の拡大を助長したという関係にあるから、被告△△と共同して不法行為を問われる立場にあり、公務員としての業務上のものであることから、国家賠償法第1条第1項により、その責任を問うものである。	環境整備課
			<b>判決言渡日</b> 平成19年3月14日 <b>判決要旨</b>	

			<p>1 被告沖縄県に対する請求は全て棄却</p> <p>2 被告△△に対しては損害賠償金2850万円の支払いを命ずる。</p> <p>沖縄県が産業廃棄物処分業等の許可の取消等を命じなかったという規制権限の不行使は、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものと認めることはできない。</p> <p>よって、民法上の共同不法行為責任を認めることもできない。以上のことから被告沖縄県に対する原告らの請求は理由がない。</p>	
10	<p><b>控訴審</b></p> <p><b>提起日</b> 平成19年3月24日</p> <p>福岡高等裁判所那覇支部</p> <p>平成19年(ネ)第54号</p> <p>損害賠償控訴事件</p> <p><b>判決言渡済</b></p>	<p><b>控訴人</b></p> <p>〇〇〇〇外71名</p> <p><b>被控訴人</b></p> <p>沖縄県、△△△△</p>	<p>平成13年11月28日に平良市(現宮古島市)の産業廃棄物最終処分場で発生した火災事故に関する損害賠償請求訴訟について、那覇地方裁判所が第一審判決で沖縄県に対する請求を全て棄却したこと等を取り消すことを求める。</p> <p><b>判決言渡日</b> 平成20年1月24日</p> <p><b>判決要旨</b></p> <p>1 本件控訴をいずれも棄却する。</p> <p>2 控訴費用は控訴人らの負担とする。</p> <p>控訴人らの被控訴人△△に対する請求は原判決容認額の範囲を超える分及び被控訴人沖縄県に対する請求には理由がない。原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないので棄却する。</p>	環境整備課
11	<p><b>上告審</b></p> <p><b>提起日</b> 平成20年2月8日</p> <p>最高裁判所</p> <p>平成20年(オ)第571号</p> <p>平成20年(受)第683号</p> <p><b>係争中</b></p>	<p><b>上告人</b></p> <p>〇〇〇〇外70名</p> <p><b>被上告人</b></p> <p>沖縄県、△△△△</p>	<p>廃棄物最終処分場で発生した火災事故に関する損害賠償請求について、被控訴人である沖縄県に対する損害賠償を認めなかった福岡高等裁判所の二審判決が全部不服であるとして、最高裁判所に上告した事件である。</p>	環境整備課
12	<p><b>提起日</b> 平成18年11月15日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成18年(ワ)第1426号</p> <p>清算金請求事件</p> <p><b>係争中</b></p>	<p><b>原告</b></p> <p>〇〇〇〇ほか175名</p> <p><b>被告</b></p> <p>沖縄県</p>	<p>沖縄県は、昭和46年7月16日付け厚生省社会・児童家庭局長連名通知(以下「46通知」という。)に基づき、昭和47年に社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団(以下「事業団」という。)を設立し、以来県立社会福祉施設の管理運営を委託してきたが、平成18年度からは同事業団へ12施設の経営を移譲した。</p> <p>事業団職員については、それまで46通知に基づき給与等の処遇を県に準ずるため委託料で支払ってきた経緯があったが、民営化に伴い、平成18年度(委託契約解除後)からは事業団独自の基準により取り扱うこととなり、退職金について県が従来補填してきた福祉医療機構共済制度との差額分も、平成18年度以降退職者については補填義務はないとした。</p> <p>退職金について県に補填義務はないとしたことに関して、事業団職員から、①県は事業団職員に対し実質的な支配関係にあったのであり退職金の差額補填義務がある。②県からの一方的な契約解除による解雇に相当し整理退職による精算相当額約8億円ほかの補償義</p>	福祉・援護課

			務があるとして提訴がなされた事件である。 これに対して県は、①原告らには退職の実態がないから退職金請求権は発生していない。②将来、退職請求権が発生した場合でも、県は原告らの雇用者ではないから支払義務はない、として応訴している事件である。	
13	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成15年7月29日 那覇簡易裁判所 平成15年(ハ)第1669号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、△△医師が原告について統合失調症と診断したことは誤診であり、このことにより原告に社会的精神的損害を与えたということを理由として、20万円の損害賠償を請求した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成16年5月21日 <b>判決要旨</b> 1 原告の請求をいずれも却下する。 2 訴訟費用はいずれも原告の負担とする。	障害保健福祉課
14	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成15年12月3日 那覇簡易裁判所 平成15年(ハ)第2812号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>  ※平成15年(ハ)第1669号損害賠償請求事件と併合	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は△△医師が原告について「妄想がある」と診断したことは誤診であり、このことにより原告に社会的精神的損害を与えたということを理由として、10万円の損害賠償を請求した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成16年5月21日 <b>判決要旨</b> 1 原告の請求をいずれも却下する。 2 訴訟費用はいずれも原告の負担とする。	障害保健福祉課
15	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成16年5月24日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第20号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	那覇簡易裁判所が平成16年5月21日に、平成15年(ハ)第1669号損害賠償請求事件、平成15年(ハ)第2812号損害賠償請求事件に係る判決に対して、全部不服であるとして控訴した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成16年12月15日 <b>判決要旨</b> 1 原判決を取り消す。 2 本件訴えをいずれも却下する。 3 訴訟費用は第一、第二審とも控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
16	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成16年12月17日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第15号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<u>上告人</u> ○○○○ <u>被上告人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所の平成16年(レ)第20号損害賠償請求控訴事件に係る判決について不服であるとして上告した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成17年5月10日 <b>判決要旨</b> 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は、上告人の負担とする。	障害保健福祉課
17	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成15年10月1日 那覇簡易裁判所	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u>	原告は、精神医療審査会委員長△△医師が行った意見聴取の内容が虚偽であり、これに基づき行った審査については誤りであったとして、20万円の損害賠償を	障害保健福祉課

	平成15年(ハ)第2187号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>	沖縄県	請求した事件である。	
18	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成16年5月21日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第18号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	<b>控訴人</b> ○○○○ <b>被控訴人</b> 沖縄県	判決言渡日 平成16年5月21日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保 健福祉 課
19	<b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成16年9月27日 福岡高等裁判所 平成16年(ツ)第34号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<b>上告人</b> ○○○○ <b>被上告人</b> 沖縄県	判決言渡日 平成16年9月15日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	障害保 健福祉 課
20	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成15年10月20日 那覇簡易裁判所 平成15年(ハ)第2369号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>	<b>原告</b> ○○○○ <b>被告</b> 沖縄県	判決言渡日 平成17年1月27日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は、上告人の負担とする。	障害保 健福祉 課
21	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成16年4月27日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第8号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	<b>控訴人</b> ○○○○ <b>被控訴人</b> 沖縄県	判決言渡日 平成16年4月27日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保 健福祉 課
22	<b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成16年9月27日 福岡高等裁判所	<b>上告人</b> ○○○○ <b>被上告人</b>	判決言渡日 平成16年9月15日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。	障害保 健福祉 課



	平成16年(ツ)第32号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	沖縄県	判決言渡日 平成17年1月18日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	
23	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成15年10月20日 那覇簡易裁判所 平成15年(ハ)第2370号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>	<b>原告</b> ○○○○ <b>被告</b> 沖縄県	原告は、△△医師が原告についての診断書の生活歴及び現病歴の欄で「ナイフを携帯してもち歩いたりしていた」と記入したことについて事実無根、虚偽であり、これにより原告の名誉を著しく傷つけ精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。  判決言渡日 平成16年4月27日 判決要旨 1 原告の各請求を棄却する。 2 各訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
24	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成16年3月26日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第817号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>  ※平成15年(ハ)第2370号損害賠償請求事件と併合	<b>控訴人</b> ○○○○ <b>被控訴人</b> 沖縄県	原告は、△△医師が統合失調症と診断したことは誤診であり、原告の名誉を侵害しているから県当局に損害賠償を請求した事件である。  判決言渡日 平成16年4月27日 判決要旨 1 原告の各請求を棄却する。 2 各訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
25	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成16年4月27日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第9号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	<b>控訴人</b> ○○○○ <b>被控訴人</b> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成15年(ハ)第2370号、平成16年(ハ)第817号損害賠償請求事件について、平成16年4月27日に言い渡された判決は全部不服であるとして、控訴した事件である。  判決言渡日 平成16年9月14日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
26	<b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成16年9月24日 福岡高等裁判所 平成16年(ツ)第37号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<b>上告人</b> ○○○○ <b>控訴人</b> 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第9号損害賠償請求控訴事件について、平成16年9月14日に言い渡された判決は不服であるとして上告した事件である。  判決言渡日 平成17年3月17日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	障害保健福祉課
27	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成15年11月17日 那覇簡易裁判所 平成15年(ハ)第2627号 損害賠償請求事件	<b>原告</b> ○○○○ <b>被告</b> 沖縄県	原告は、△△医師が原告についての診断書に「光の粒子と波動で病気は決まる」など妄想的発言が目立つと記載したことについて、誤解であり誤診であると主張。原告は△△医師に対し文の取消しの要求を提出したが返事がないため、これにより原告の名誉、信用を	障害保健福祉課

			判決確定済	侵害し、精神的損害を与えたとして、損害賠償を請求した事件である。	
				判決言渡日 平成16年5月21日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	
28	控訴審 提起日 平成16年5月21日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第19号 損害賠償請求控訴事件 判決確定済	控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県		那覇簡易裁判所平成15年(ハ)第2627号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年5月21日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。	障害保健福祉課
				判決言渡日 平成16年9月14日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	
29	上告審 提起日 平成16年9月24日 福岡高等裁判所 平成16年(ツ)第39号 損害賠償請求上告事件 判決確定済	上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県		那覇地方裁判所平成16年(レ)第19号損害賠償請求控訴事件について、平成16年9月14日に言い渡された判決は不服であるとして上告した事件である。	障害保健福祉課
				判決言渡日 平成17年1月27日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は、上告人の負担とする。	
30	原審 提起日 平成15年11月21日 那覇簡易裁判所 平成15年(ハ)第2699号 損害賠償請求事件 判決確定済	原告 ○○○○ 被告 沖縄県		原告は、退院請求について、△△医師が行った意見聴取の内容が虚偽であるとして、沖縄県を被告として、損害賠償を請求した事件である。	障害保健福祉課
				判決言渡日 平成16年4月30日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	
31	控訴審 提起日 平成16年4月30日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第10号 損害賠償請求控訴事件 判決確定済	控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県		那覇簡易裁判所平成15年(ハ)第2699号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年4月30日言い渡された判決について全部不服であるとして、控訴した事件である。	障害保健福祉課
				判決言渡日 平成16年9月15日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	
32	上告審 提起日 平成16年9月27日 福岡高等裁判所 平成16年(ツ)第33号 損害賠償請求上告事件	上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県		那覇地方裁判所平成16年(レ)第10号損害賠償請求控訴事件について、平成16年9月15日に言い渡された判決を不服として上告した事件である。	障害保健福祉課
				判決言渡日 平成17年5月27日	



		<b>判決確定済</b>		<b>判決要旨</b> 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	
33	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成15年11月25日 那覇簡易裁判所 平成15年(行ウ)第25号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>  備考 当該訴訟に係る一件書類の所在が不明であり、判決要旨の詳細については不明である。 当該内容は平成19年度の回答を転記したものである。	<b>原告</b> 〇〇〇〇 <b>被告</b> 沖縄県	<b>判決言渡日</b> 平成16年7月20日 <b>判決要旨</b> 原告が取消しを求める本件決定は、沖縄県立総合精神保健福祉センター所長において、本件申請書の取り下げができないことを説明ないし通知するものに過ぎず、これにより直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められるものとは認められないから、本件訴えは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求めるものということではできないとして、却下された。 民事訴訟法第285条の規定により、平成16年8月4日判決が確定した。	障害保 健福祉 課	
34	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成15年11月25日 那覇簡易裁判所 平成15年(ハ)第2730号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>	<b>原告</b> 〇〇〇〇 <b>被告</b> 沖縄県	原告は、△△医師が原告について診断書の生活歴及び現病歴欄に原告が「母親は悪魔だ。叔父は詐欺師で自分の財産を奪おうとしている。」と記入したことが事実無根の虚偽であり、原告は看病している母親に悪魔ということではなく、初対面の叔父に詐欺師ということもないと主張するなどし、これらにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成16年5月10日 <b>判決要旨</b> 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保 健福祉 課	
35	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成16年5月11日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第13号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	<b>控訴人</b> 〇〇〇〇 <b>被控訴人</b> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成15年(ハ)第2730号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年5月10日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成16年9月14日 <b>判決要旨</b> 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	障害保 健福祉 課	
36	<b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成16年9月24日 福岡高等裁判所 平成16年(ツ)第38号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<b>上告人</b> 〇〇〇〇 <b>被上告人</b> 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第13号損害賠償請求控訴事件について、平成16年9月14日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして上告した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成17年5月27日 <b>判決要旨</b>	障害保 健福祉 課	

			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件上告を棄却する。</li> <li>2 上告費用は上告人の負担とする。</li> </ol>	
37	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成15年11月27日 那覇簡易裁判所 平成15年(ハ)第2745号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、△△医師が診断書に原告について「自傷他害のおそれあり」と記入したことが事実無根の虚偽であり、原告に自傷のおそれはないと主張し、これにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成16年6月21日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原告の請求を棄却する。</li> <li>2 訴訟費用は原告の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
38	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成16年7月1日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第26号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成15年(ハ)第2745号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年6月21日言い渡された判決に対して全部不服であるとして、控訴した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成16年12月15日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原判決を取り消す。</li> <li>2 本件訴えを却下する。</li> <li>3 訴訟費用は、第一審、第二審とも控訴人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
39	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成16年12月17日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第17号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<u>上告人</u> ○○○○ <u>被上告人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第26号損害賠償請求控訴事件について、平成16年12月15日に言い渡された判決は不服であるとして、上告した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成17年5月27日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件上告を棄却する。</li> <li>2 上告費用は上告人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
40	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成15年11月30日 那覇簡易裁判所 平成15年(ハ)第2462号 損害賠償請求事件	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、県職員△△△△が精神障害者調査書の主要症状欄に虚偽の記載をしたとし、これにより原告の名誉、信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。	障害保健福祉課
41	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成16年3月25日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第5号 損害賠償請求控訴事件	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県		
42	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成16年9月24日 福岡高等裁判所 平成16年(ツ)第36号	<u>上告人</u> ○○○○ <u>被上告人</u> 沖縄県	<u>判決言渡日</u> 平成17年5月10日 <u>判決要旨</u> 精神保健福祉相談員△△△△が作成した精神障害者調査書が虚偽を記載したのではなく、その調査手続	障害保健福祉課

	損害賠償請求上告事件 判決確定済		に違法な点はないとした原審の認定判断は、正当として是認することができるとして、上告は棄却され判決が確定した。	
43	原審 提起日 平成15年12月18日 那覇簡易裁判所 平成15年(ハ)第2985号 損害賠償請求事件 判決確定済	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県	原告は、△△医師が原告について「精神運動興奮状態」、「衝動行為」があると診断したことが誤診であり、これにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。  判決言渡日 平成16年6月21日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
44	控訴審 提起日 平成16年7月1日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第27号 損害賠償請求控訴事件 判決確定済	控訴人 〇〇〇〇 被控訴人 沖縄県	那覇簡易裁判所平成15年(ハ)第2985号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年6月21日言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。  判決言渡日 平成16年10月26日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
45	上告審 提起日 平成16年11月4日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第10号 損害賠償請求上告事件 判決確定済	上告人 〇〇〇〇 被上告人 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第27号損害賠償請求控訴事件について、平成16年10月26日に言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。  判決言渡日 平成17年6月16日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	障害保健福祉課
46	原審 提起日 平成16年1月16日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第160号 損害賠償請求事件 判決確定済	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県	原告は、△△医師が原告について「思考形式の障害」があると診断したことが誤診であり、これにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。  判決言渡日 平成16年6月21日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
47	控訴審 提起日 平成16年7月1日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第28号 損害賠償請求控訴事件 判決確定済	控訴人 〇〇〇〇 原告 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第160号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年6月21日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。  判決言渡日 平成16年12月15日 判決要旨	障害保健福祉課

			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原判決を取り消す。</li> <li>2 本件訴えを却下する。</li> <li>3 訴訟費用は、第一審、第二審とも控訴人の負担とする。</li> </ol>	
48	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成16年12月17日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第14号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<u>上告人</u> ○○○○ <u>被上告人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第28号損害賠償請求控訴事件について、平成16年12月15日に言い渡された判決は不服であるとして上告した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成17年5月27日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件上告を棄却する。</li> <li>2 上告費用は、上告人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
49	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成16年1月19日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第176号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、△△医師が診断書に「暴力団に用はない。暴力団にいつやられるかわからない。やられる前に殺してやる」など被害妄想に基づく言動がみられると記述し、被害妄想があると診断したことが誤診であり、これにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、損害賠償を請求した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成16年6月21日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原告の請求を棄却する。</li> <li>2 訴訟費用は原告の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
50	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成16年7月1日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第29号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第176号損害賠償請求事件について、同裁判所で平成16年6月21日言い渡された判決に対して全部不服であるとして、控訴した件である。  <u>判決言渡日</u> 平成16年10月26日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件控訴を棄却する。</li> <li>2 控訴費用は控訴人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
51	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成16年11月4日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第11号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<u>上告人</u> ○○○○ <u>被上告人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第29号損害賠償請求控訴事件について、平成16年10月26日に言い渡された判決は不服であるとして、上告した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成17年3月17日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件上告を棄却する。</li> <li>2 上告費用は上告人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
52	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成16年1月27日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第260号 損害賠償請求事件 <b>判決確定済</b>	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、退院請求について、△△医師は意見聴取書に「9月初旬に本人も帰郷したが、その2、3日後から『暴力団が来て殺される』と述べる」と記述したことが全くの虚偽であり、これにより原告の名誉信用を著しく侵害し、精神的損害を与えたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。	障害保健福祉課

			<p>判決言渡日 平成16年6月21日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原告の請求を棄却する。</li> <li>2 訴訟費用は原告の負担とする。</li> </ol>	
53	<p>控訴審</p> <p>提起日 平成16年7月1日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成16年(レ)第30号</p> <p>損害賠償請求控訴事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>控訴人</p> <p>〇〇〇〇</p> <p>被控訴人</p> <p>沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第260号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年6月21日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成16年12月15日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原判決を取り消す。</li> <li>2 本件訴えを却下する。</li> <li>3 訴訟費用は、控訴人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
54	<p>上告審</p> <p>提起日 平成16年12月17日</p> <p>福岡高等裁判所</p> <p>平成17年(ツ)第18号</p> <p>損害賠償請求上告事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>上告人</p> <p>〇〇〇〇</p> <p>被上告人</p> <p>沖縄県知事</p>	<p>那覇地方裁判所平成16年(レ)第30号損害賠償請求控訴事件について、平成16年12月15日に言い渡された判決は不服であるとして上告した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年3月24日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件上告を棄却する。</li> <li>2 上告費用は、上告人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
55	<p>原審</p> <p>提起日 平成16年3月29日</p> <p>那覇簡易裁判所</p> <p>平成16年(ハ)第831号</p> <p>損害賠償請求事件</p> <p>判決言渡済</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>原告は、精神保健指定医の診察の根拠となった警察官の通報が平成14年10月24日であるにもかかわらず、警察官通報書に通報受理日を平成14年10月25日と記載し、原告がそれを真実と信用して多くの裁判を提起したところ、実際は虚偽であったため、これにより損害を受けたとして、損害賠償を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成16年4月30日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原告の請求を棄却する。</li> <li>2 訴訟費用は、原告の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
56	<p>控訴審</p> <p>提起日 平成16年5月6日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成16年(レ)第11号</p> <p>損害賠償請求控訴事件</p> <p>判決言渡済</p>	<p>控訴人</p> <p>〇〇〇〇</p> <p>被控訴人</p> <p>沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第831号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年4月30日に言い渡された判決について全部不服であるとして、控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成16年10月26日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件控訴を棄却する。</li> <li>2 控訴費用は控訴人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
57	<p>上告審</p> <p>提起日 平成16年11月4日</p> <p>福岡高等裁判所</p>	<p>上告人</p> <p>〇〇〇〇</p> <p>被上告人</p>	<p>那覇地方裁判所平成16年(レ)第11号損害賠償請求事件について、平成16年10月26日に言い渡された判決について不服であるとして上告した事件である。</p>	障害保健福祉課

	平成17年(ツ)第9号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	沖縄県	判決言渡日 平成17年3月16日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は、上告人の負担とする。	
58	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成16年3月31日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第863号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<b>原告</b> ○○○○ <b>被告</b> 沖縄県	原告は、県の指定病院である△△病院の医師が、措置入院になった原告を持続性妄想性障害（統合失調症）と診断し確認したことが誤診であり、これにより原告の名誉、信用を侵害しているとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。  判決言渡日 平成16年6月18日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
59	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成16年6月18日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第22号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決言渡済</b>	<b>控訴人</b> ○○○○ <b>被控訴人</b> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第863号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年6月18日言い渡された判決に対して全部不服であるとして、控訴した事件である。  判決言渡日 平成16年12月15日 判決要旨 1 原判決を取り消す。 2 控訴人の請求を棄却する。 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
60	<b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成16年12月17日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第21号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<b>上告人</b> ○○○○ <b>被上告人</b> 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第22号損害賠償請求控訴事件について、平成16年12月15日に言い渡された判決は不服であるとして上告した事件である。  判決言渡日 平成17年3月17日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	障害保健福祉課
61	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成16年3月31日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第866号 損害賠償請求事件 (地裁へ移送) ↓ 那覇地方裁判所 平成16年(ワ)第647号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<b>原告</b> ○○○○ <b>被告</b> 沖縄県	原告は、指定医△△医師が行った診察において「好訴的」と診断したこと、証拠書類の記述「妄想性障害、訴訟に関連するもの」を引用し、緑の線を引き強調したこと、同事件の被告訴訟代理人が乙第16号証の証拠書類として「好訴妄想」についての記載のある文献部分を提出したことが誤診であり、これらにより原告の名誉、信用を侵害したとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。  判決言渡日 平成16年10月26日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課



62	<p>控訴審 提起日 平成16年11月4日 福岡高等裁判所 平成16年(ネ)第172号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済</p>	<p>控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県知事</p>	<p>那覇地方裁判所平成16年(ワ)第647号損害賠償請求事件について、平成16年10月26日に言い渡された判決は全部不服であるとして、控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年2月22日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。</p>	障害保健福祉課
63	<p>上告審 提起日 平成17年3月7日 最高裁判所 平成17年(オ)第829号 損害賠償請求上告事件 判決確定済</p>	<p>上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県知事</p>	<p>福岡高等裁判所平成16年(ネ)第172号損害賠償請求事件について、平成17年2月22日に言い渡された判決は不服であるとして上告した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年6月16日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。</p>	障害保健福祉課
64	<p>原審 提起日 平成16年4月7日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第977号 損害賠償請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、南部保健所△△△△が平成14年10月25日、警察官通報書の処理方針及び意見として「調査のうえ精神鑑定を実施する」と記入したが、同月24日に原告について既に調査は実施しているから、これは虚偽であり、損害を受けたとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成16年6月21日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	障害保健福祉課
65	<p>控訴審 提起日 平成16年7月1日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第31号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済</p>	<p>控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第977号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年6月21日言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成16年10月26日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。</p>	障害保健福祉課
66	<p>上告審 提起日 平成16年11月4日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第12号 損害賠償請求上告事件 判決確定済</p>	<p>上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県</p>	<p>那覇地方裁判所平成16年(レ)第31号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成16年10月26日言い渡された判決に対して不服であるとして、上告した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年5月27日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。</p>	障害保健福祉課

67	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成16年4月8日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1001号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、県が厚生労働省へ提出した弁明書に記入した通報受理日は虚偽であることを理由とした事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成16年5月25日 <u>判決要旨</u> 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
68	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成16年5月28日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第15号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>  (差戻し↓)	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1001号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年5月25日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成16年10月26日 <u>判決要旨</u> 1 原判決を取り消す。 2 本件を那覇簡易裁判所に差し戻す。	障害保健福祉課
69	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成16年10月26日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第3831号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>控訴人</u> 沖縄県	書類の存在が不明であるため事件概要は不明。  <u>判決言渡日</u> 平成17年2月21日 <u>判決要旨</u> 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟の総費用は、原告の負担とする。	障害保健福祉課
70	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成17年3月2日 那覇地方裁判所 平成17年(レ)第9号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	<u>上告人</u> ○○○○ <u>控訴人</u> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第3831号損害賠償請求事件について、平成17年2月21日に言い渡された判決は全部不服であるとして、控訴した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成17年7月12日 <u>判決要旨</u> 1 本件訴訟を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
71	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成16年4月20日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1104号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、△△医師に診察、診断する法的根拠がないとして提訴した。  <u>判決言渡日</u> 平成16年5月25日 <u>判決要旨</u> 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は、原告の負担とする。	障害保健福祉課
72	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成16年5月28日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第16号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決言渡済</b>	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1104号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年5月25日言い渡された判決に対して、不服であるとして控訴した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成16年12月15日 <u>判決要旨</u> 1 本件控訴を棄却する。	障害保健福祉課



			2 控訴費用は控訴人の負担とする。	
73	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成16年12月20日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第22号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<u>上告人</u> ○○○○ <u>被上告人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第16号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成16年12月15日に言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成17年5月27日 <b>判決要旨</b> 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は、上告人の負担とする。	障害保健福祉課
74	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成16年4月9日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1016号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、県の指定病院である△△病院の医師が措置入院になった原告について「状況に対する被害念慮がある」、「医学そのものに失望しており自然治癒を期待する」と診断し確認したが、この診断は誤診であり、これにより原告の名誉、信用を侵害しているとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成16年6月21日 <b>判決要旨</b> 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
75	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成16年7月1日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第32号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決言渡済</b>	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1016号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年6月21日言い渡された判決に対して全部不服であるとして、控訴した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成16年12月15日 <b>判決要旨</b> 1 原判決を取り消す。 2 控訴人の請求を棄却する。 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
76	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成16年12月17日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第20号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<u>上告人</u> ○○○○ <u>被上告人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第32号損害賠償請求控訴事件について、同裁判所で平成16年12月15日付けで言い渡された判決に対して不服であるとして、上告した事件である。  <b>判決言渡日</b> 平成17年6月16日 <b>判決要旨</b> 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	障害保健福祉課
77	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成16年4月16日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1086号 損害賠償請求事件	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、△△委員が意見聴取書について、「措置入院に際しての手續と実体的要件については、法的に見て特に問題はないものと思料する」と記入しているが、①事前調査をしていない、②事前調査の総合判定をしていない、③原告に告知をしていない、④保護者	障害保健福祉課

	(移送↓) 那覇地方裁判所 平成16年(ワ)第810号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>		に通知をしていない等多くの違法があるので、△△委員の記入誤りであるとして、損害賠償を請求した事件である。	
78	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成16年12月20日 福岡高等裁判所 平成16年(ネ)第183号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決言渡済</b>	<b>控訴人</b> ○○○○ <b>被控訴人</b> 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(ワ)第810号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年12月15日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。	障害保健福祉課
79	<b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成17年3月31日 最高裁判所 平成17年(オ)第945号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<b>上告人</b> ○○○○ <b>被上告人</b> 沖縄県	福岡高等裁判所平成16年(ネ)第183号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成17年3月17日に言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。	障害保健福祉課
80	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成16年5月6日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1217号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<b>原告</b> ○○○○ <b>被告</b> 沖縄県	原告が、事前調査等に「保護者△△△」と記入したのは虚偽であるとして提訴した事件である。	障害保健福祉課
81	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成16年5月28日 那覇地方裁判所 平成16年(シ)第17号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決言渡済</b>  (差戻し↓)	<b>控訴人</b> ○○○○ <b>被控訴人</b> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1217号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年5月25日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして、控訴した事件である。	障害保健福祉課
82	<b>原審</b> 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第3829号 損害賠償請求事件	<b>原告</b> ○○○○ <b>被告</b> 沖縄県	原告が、事前調査等に「保護者△△△」と記入したのは虚偽であるとして提訴したものである。	障害保健福祉課
			<b>判決言渡日</b> 平成17年3月3日	

				判決言渡済	判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟の総費用は、原告の負担とする。	
83	控訴審 提起日 平成17年3月4日 那覇地方裁判所 平成17年(レ)第10号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済	控訴人 〇〇〇〇 被控訴人 沖縄県			那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第3829号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成17年3月3日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして、控訴した事件である。 判決言渡日 平成17年7月13日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
84	上告審 提起日 平成17年7月26日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第49号 損害賠償請求上告事件 判決確定済	上告人 〇〇〇〇 被上告人 沖縄県			那覇地方裁判所平成17年(レ)第10号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成17年7月13日に言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。 判決言渡日 平成18年3月30日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	障害保健福祉課
85	原審 提起日 平成16年5月28日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1515号 損害賠償請求事件 判決言渡済	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県			原告は、入院命令書に「保護者△△△」と記入したことは虚偽記載であり、原告は正常であるから精神障害者ではないので保護者は必要なく、実際保護者なる人物は原告についていないとして、これを理由に名誉、信用を侵害されたとして、損害賠償を請求した事件である。 判決言渡日 平成16年7月16日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
86	控訴審 提起日 平成16年7月26日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第33号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済	控訴人 〇〇〇〇 被控訴人 沖縄県			那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1515号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年7月16日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。 判決言渡日 平成16年12月21日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
87	上告審 提起日 平成16年12月27日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第27号 損害賠償請求上告事件	上告人 〇〇〇〇 被上告人 沖縄県			那覇地方裁判所平成16年(レ)第33号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成16年12月21日に言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。	障害保健福祉課

		<b>判決確定済</b>	判決言渡日 平成17年5月27日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は、上告人の負担とする。	
88	原審 提起日 平成16年6月2日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1544号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	原告は、△△医師が診断書に(精神病院に)入院治療を要すると考える旨を記入したことについて、①事前調査の総合判定をしていないから、強制診察する法的根拠はないこと、②正常だから入院治療を要する、との診断は誤診であること等を主張し、これにより原告の名誉、信用を損害しているとして、損害賠償を請求した事件である。  判決言渡日 平成16年7月15日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
89	控訴審 提起日 平成16年7月26日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第35号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決言渡済</b>	控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1544号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年7月15日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。  判決言渡日 平成16年12月21日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
90	上告審 提起日 平成16年12月27日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第28号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第35号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成16年12月21日に言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。  判決言渡日 平成17年10月25日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	障害保健福祉課
91	原審 提起日 平成16年6月10日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1681号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	原告が、意見書に「保護者△△△△」として受理したのは不法行為であるとして提訴した事件である。  判決言渡日 平成16年6月29日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
92	控訴審 提起日 平成16年6月29日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第23号 損害賠償請求控訴事件	控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1681号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年6月29日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。	障害保健福祉課

		<b>判決言渡済</b>	判決言渡日 平成16年10月26日 判決要旨 1 原判決を取り消す。 2 本件を那覇簡易裁判所に差し戻す。	
	(差戻し↓)			
93	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成16年12月27日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第3830号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<b>原告</b> ○○○○ <b>被告</b> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1681号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年6月29日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして提訴した事件である。 <b>判決言渡日</b> 平成17年2月25日 <b>判決要旨</b> 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
94	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成17年3月2日 那覇地方裁判所 平成17年(レ)第7号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	<b>控訴人</b> ○○○○ <b>被控訴人</b> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第3830号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成17年2月25日に言い渡された判決は全部不服であるとして控訴した事件である。 <b>判決言渡日</b> 平成17年7月12日 <b>判決要旨</b> 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
95	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成16年6月14日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1712号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<b>原告</b> ○○○○ <b>被告</b> 沖縄県	原告は、措置入院となった田崎病院において、医師、看護婦等から右腕上部2カ所を違法、不当に傷つけられるほか、採血あるいは何かの薬物の注入が疑われることから、これらが明白に傷害罪であるとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。 <b>判決言渡日</b> 平成16年7月15日 <b>判決要旨</b> 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
96	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成16年7月26日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第36号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決言渡済</b>	<b>控訴人</b> ○○○○ <b>原告</b> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1712号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年7月15日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。 <b>判決言渡日</b> 平成16年10月26日 <b>判決要旨</b> 1 控訴人の請求を棄却する。 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
97	<b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成16年12月17日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第19号 損害賠償請求上告事件	<b>上告人</b> ○○○○ <b>被上告人</b> 沖縄県	那覇地方裁判所平成16年(レ)第36号損害賠償請求事件控訴事件につき、同裁判所で平成16年10月26日に言い渡された判決に対して不服であるとして上訴した事件である。	障害保健福祉課

			判決確定済	判決言渡日 平成17年10月25日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	
98	原審 提起日 平成16年6月15日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1732号 損害賠償請求事件 判決言渡済	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	判決言渡日 平成16年7月15日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	原告は、県立総合精神保健福祉センターが受理した意見聴取書について、①△△さんは保護者でないから、意見聴取書の「保護者△△」は虚偽文書であること。②上記センターは詐称する「保護者△△」の意見を聞く法的根拠はないこと。③△△さんは保護者と偽って意見を言う法的根拠はないことを主張し、これら同センターの不法行為により、損害を受けたから、損害賠償を請求した事件である。	障害保 健福祉 課
99	控訴審 提起日 平成16年7月26日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第37号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済	控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県	判決言渡日 平成16年12月21日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 訴訟費用は、控訴人の負担とする。	那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1732号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年7月15日言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。	障害保 健福祉 課
100	上告審 提起日 平成16年12月27日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第29号 損害賠償請求上告事件 判決確定済	上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県	判決言渡日 平成17年6月8日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	那覇地方裁判所平成16年(レ)第37号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成16年12月21日に言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。	障害保 健福祉 課
101	原審 提起日 平成16年6月22日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1830号 損害賠償請求事件 判決言渡済	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	判決言渡日 平成16年11月11日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	原告が、県立総合精神保健福祉センターは「退院請求の審査結果について」の書面を△△△△にも送り通知したが、△△は原告の「保護者」「後見人」「保佐人」でもないことから、この通知は刑法第134条（秘密漏示）の犯罪に該当し、何の法的根拠もなく、違法・不当であるとして、損害賠償を請求した事件である。	障害保 健福祉 課



102	<p>控訴審 提起日 平成16年11月12日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第47号 損害賠償請求控訴事件 判決確定済</p>	<p>控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1830号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年11月11日言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年3月29日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 訴訟費用は、控訴人の負担とする。</p>	障害保健福祉課
103	<p>原審 提起日 平成16年6月24日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第1863号 損害賠償請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>県立精和病院の△△医師が原告について診断書に「9月より被害関係妄想認め」、「被害関係妄想は存在」と記入したこと及び△△医師に原告を「強制診察」「診断」する法的根拠はなく、原告は正常であり妄想はないから、明白に誤診であるとして、原告が損害賠償を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成16年8月6日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	障害保健福祉課
104	<p>控訴審 提起日 平成16年8月10日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第38号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済</p>	<p>控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第1863号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年8月6日言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成16年12月15日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。</p>	障害保健福祉課
105	<p>上告審 提起日 平成16年12月17日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第16号 損害賠償請求上告事件 判決確定済</p>	<p>上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県</p>	<p>那覇地方裁判所平成16年(レ)第38号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成16年12月15日言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年3月29日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。</p>	障害保健福祉課
106	<p>原審 提起日 平成16年9月1日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第2632号 損害賠償請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告が、県立精神保健福祉センターから△△△△△へ退院請求の審査結果を通知したのは違法・不当であるとして提訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成16年9月30日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	障害保健福祉課

107	<p>控訴審 提起日 平成16年10月5日 那覇地方裁判所 平成16年(レ)第45号 損害賠償請求控訴事件 判決確定済</p> <p>(差戻し) ↓</p>	<p>控訴人 〇〇〇〇 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第2632号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年9月30日言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年2月8日 判決要旨 1 原判決を取り消す。 2 本件を那覇簡易裁判所に差し戻す。</p>	障害保健福祉課
108	<p>原審 提起日 平成16年10月5日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第848号 損害賠償請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第2632号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成16年9月30日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして提訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年6月6日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	障害保健福祉課
109	<p>控訴審 提起日 平成17年6月18日 那覇地方裁判所 平成17年(レ)第25号 損害賠償請求控訴事件 判決確定済</p>	<p>控訴人 〇〇〇〇 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成17年(ハ)第848号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成17年6月6日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして、控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年10月25日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。</p>	障害保健福祉課
110	<p>原審 提起日 平成16年11月4日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第3465号 損害賠償請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が措置入院者実地審査報告書の保護者氏名の記入欄に「□□□」と記入したことが虚偽記載であり、原告は正常であり精神障害者ではないから、保護者は必要なく、実際保護者なる人物は原告についていないので名誉・信用を侵害されたとして、損害賠償を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年2月17日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	障害保健福祉課
111	<p>控訴審 提起日 平成17年2月18日 那覇地方裁判所 平成17年(レ)第4号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済</p>	<p>控訴人 〇〇〇〇 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成16年(ハ)第3465号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成17年2月17日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして、控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年6月8日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。</p>	障害保健福祉課



			2 控訴費用は控訴人の負担とする。	
112	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成17年6月27日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第48号 損害賠償請求上告事件 判決確定済	<u>上告人</u> ○○○○ <u>被上告人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所平成17年(レ)第4号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成17年6月8日に言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。 判決言渡日 平成17年11月25日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	障害保健福祉課
113	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成16年10月26日 那覇簡易裁判所 平成16年(ハ)第3527号 損害賠償請求事件 判決言渡済	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告が、精和病院の△△医師が原告を「放置すれば自傷他害の可能性が十分予測され得る」と診断したことが明白に誤診であるとして、損害賠償金10万円を請求して提訴した事件である。 判決言渡日 平成17年2月21日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
114	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成17年3月2日 那覇地方裁判所 平成17年(レ)第8号 損害賠償請求控訴事件 判決確定済	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	那覇簡易裁判所が平成16年(ハ)第3527号損害賠償請求事件について、同裁判所で平成17年2月21日言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。 判決言渡日 平成17年7月13日 判決要旨 1 原判決を取り消す。 2 本件訴えを却下する。 3 訴訟費用は第一審、第二審とも控訴人の負担とする。	障害保健福祉課
115	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成17年1月21日 那覇簡易裁判所 平成17年(ハ)第244号 損害賠償請求事件 (移送 ↓) 那覇地方裁判所 平成17年(ワ)第328号 損害賠償請求事件 判決言渡済	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、被告訴訟代理人弁護士が那覇地方裁判所平成16年(ワ)第75号損害賠償請求事件において、原告所持の「移送に際してのお知らせ」の書面を交付していないと虚偽の回答をし、那覇簡易裁判所平成15年(ハ)第2369号損害賠償請求事件の証拠書類説明書において、「乙20号証原告にこの書面は手渡し済みである」と虚偽の説明をしたことにより、原告が損害を受けたとして県に損害賠償を請求した事件である。 判決言渡日 平成17年7月13日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保健福祉課
116	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成17年7月13日 福岡高等裁判所	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>被控訴人</u>	那覇地方裁判所平成17年(ワ)第328号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成17年7月3日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件	障害保健福祉課

	平成17年（ネ）第108号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決確定済</b>	沖縄県	である。  判決言渡日 平成17年11月10日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	
117	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成17年10月17日 那覇簡易裁判所 平成17年（ハ）第3255号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<b>原告</b> 〇〇〇〇 <b>被告</b> 沖縄県	原告が、△△医師が原告について「暴行、脅迫」等今後おそれのある問題行動と誤診したとして提訴した事件である。  判決言渡日 平成18年2月6日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保 健福祉 課
118	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成18年2月19日 那覇地方裁判所 平成18年（レ）第7号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決言渡済</b>	<b>控訴人</b> 〇〇〇〇 <b>被控訴人</b> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成17年（ハ）第3255号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成18年2月6日言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。  判決言渡日 平成18年5月9日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	障害保 健福祉 課
119	<b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成18年5月22日 福岡高等裁判所 平成18年（ツ）第25号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<b>上告人</b> 〇〇〇〇 <b>被上告人</b> 沖縄県	那覇地方裁判所平成18年（レ）第7号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成18年5月9日言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。  判決言渡日 平成18年9月6日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	障害保 健福祉 課
120	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成17年11月14日 那覇簡易裁判所 平成17年（ハ）第3503号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<b>原告</b> 〇〇〇〇 <b>被告</b> 沖縄県	原告が、沖縄県精神医療審査会の決定及び強制入院の手續は違法であるとして提訴した事件である。  判決言渡日 平成17年12月2日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	障害保 健福祉 課
121	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成17年12月4日 那覇地方裁判所 平成17年（レ）第37号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決言渡済</b>	<b>控訴人</b> 〇〇〇〇 <b>被控訴人</b> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成17年（ハ）第3503号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成17年12月2日に言い渡された判決に対して不服であるとして控訴した事件である。  判決言渡日 平成18年3月31日 判決要旨	障害保 健福祉 課

			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件控訴を棄却する。</li> <li>2 控訴費用は控訴人の負担とする。</li> </ol>	
122	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成18年4月14日 福岡高等裁判所 平成17年(ツ)第19号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<u>上告人</u> ○○○○ <u>被上告人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所平成17年(レ)第37号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成18年3月31日に言い渡された判決に対して不服であるとして、上告した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成18年11月21日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件上告を棄却する。</li> <li>2 上告費用は上告人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
123	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成17年12月2日 那覇簡易裁判所 平成17年(ハ)第3956号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、被告が「移送に際してのお知らせ」を原告に交付したと虚偽の主張をしているとして提訴した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成17年12月20日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件訴えを却下する。</li> <li>2 訴訟費用は原告の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
124	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成18年1月3日 那覇地方裁判所 平成18年(レ)第3号 損害賠償請求控訴事件 <b>判決言渡済</b>	<u>控訴人</u> ○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	那覇簡易裁判所平成17年(ハ)第3956号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成17年12月20日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成18年3月31日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件控訴を棄却する。</li> <li>2 控訴費用は控訴人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
125	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成18年4月14日 福岡高等裁判所 平成18年(ツ)第20号 損害賠償請求上告事件 <b>判決確定済</b>	<u>上告人</u> ○○○○ <u>被上告人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所平成18年(レ)第3号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成18年3月31日に言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成18年7月28日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件上告を棄却する。</li> <li>2 上告費用は上告人の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課
126	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成18年1月16日 那覇簡易裁判所 平成18年(ハ)第115号 損害賠償請求事件 <b>判決言渡済</b>	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	△△医師が原告の措置入院に関する診断書を変造改ざんして、虚偽の診断書を作成したとして提訴した事件である。  <u>判決言渡日</u> 平成18年2月6日 <u>判決要旨</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件訴えを却下する。</li> <li>2 訴訟費用は原告の負担とする。</li> </ol>	障害保健福祉課

127	<p>控訴審 提起日 平成18年2月19日 那覇地方裁判所 平成18年(レ)第6号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済</p>	<p>控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成18年(ハ)第115号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成18年2月6日言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成18年5月24日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。</p>	<p>障害保 健福祉 課</p>
128	<p>上告審 提起日 平成18年6月16日 福岡高等裁判所 平成18年(ツ)第28号 損害賠償請求上告事件 判決確定済</p>	<p>上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県</p>	<p>那覇地方裁判所平成18年(レ)第6号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成18年5月24日に言い渡された判決に対して不服であるとして、上告した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成18年10月13日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。</p>	<p>障害保 健福祉 課</p>
129	<p>原審 提起日 平成17年11月8日 那覇簡易裁判所 平成17年(ハ)第3466号 損害賠償請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、△△医師が措置入院者実地審査報告書の保護者氏名の記入欄に「□□□」と記入したことが虚偽記載であり、原告は正常であり精神障害者ではないから、保護者は必要なく、実際保護者なる人物は原告についていないのであるから、これにより原告の名誉・信用を侵害しているとして、10万円の損害賠償を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成17年12月20日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	<p>障害保 健福祉 課</p>
130	<p>控訴審 提起日 平成18年1月3日 那覇地方裁判所 平成18年(レ)第4号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済</p>	<p>控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県</p>	<p>那覇簡易裁判所平成17年(ハ)第3466号損害賠償請求事件につき、同裁判所で平成17年12月20日に言い渡された判決に対して全部不服であるとして控訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成18年3月8日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。</p>	<p>障害保 健福祉 課</p>
131	<p>上告審 提起日 平成18年6月12日 福岡高等裁判所 平成18年(ツ)第16号 損害賠償請求上告事件 判決確定済</p>	<p>上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県</p>	<p>那覇地方裁判所平成18年(レ)第4号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所で平成18年3月8日に言い渡された判決に対して不服であるとして上告した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成18年11月21日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。</p>	<p>障害保 健福祉 課</p>

			2 上告費用は上告人の負担とする。	
132	<u>提起日</u> 平成18年12月8日 那覇簡易裁判所 平成18年(ノ)第212号 債務不存在確認等調停事件 不調	原告 ○○○○○○○ 被告 沖縄県 沖縄県知事 稲嶺 恵一	相手方は県から指定を受けた指定居宅支援事業者であるが、県の実地指導により無資格者がサービス提供を行っていたことが発覚した。このため、援護の実施者である市町村から自主返還を求められたが、県から従業者の資格要件に関する制度改正の通知がなかったため制度改正を知らずに行っていたことであり、県にも落ち度があることから返還の義務はないことの確認を求めている事件である。	障害保健福祉課
133	<u>提起日</u> 平成19年6月21日 那覇地方裁判所 平成19年(ワ)第819号 抹消登記手続請求事件 係争中	原告 ○○○○○ 被告 沖縄県	県は昭和50年1月に、業務を委託した県観光開発公社を通じ原告所有の土地を売買契約により取得したが、原告が代替地を求めたため、原告にこれを取得させた。現在、その一部が他人所有となっていることから、原告は交換契約の一部不履行を主張し、県に対し抹消登記手続を請求している事件である。	観光企画課
134	<u>提起日</u> 平成19年3月31日 那覇地方裁判所 平成19年(ワ)第398号 引受債務支払請求事件 係争中	原告 ○○○こと△△ △△ 被告 沖縄県	原告建設業者は学校校舎改築工事の型枠工事を三次下請したが、二次下請業者が手形不渡りにより倒産したため請負代金が未払いとなった。 原告建設業者は許可行政庁である被告沖縄県が職務上の義務を懈怠した過失によって、沖縄県が職務を懈怠しなければ回収できた本件工事金回収が不能となり同額の損害を負った。沖縄県は国家賠法第1条第1項によって原告の被った損害を賠償する責任があると訴えた事件である。	土木企画課
135	<u>提起日</u> 平成17年10月19日 福岡高等裁判所那覇支部 平成18年(ネ)第30号 境界確定請求等控訴事件 その他	原告 ○○○○ 被告 国、△△△△△ ほか1名	原告所有の土地に接する里道との境界線確認のため、国を被告とした裁判に、第三者であった隣人の参加人△△ほか1名が、当該係争地は参加人所有の土地と主張、里道の存在を否定し、裁判に参加し争った原審平成12年(ワ)第754号境界確定請求事件の控訴事件である。 ※県における里道の管理業務が平成18年度末をもって終了したことに伴い、平成19年3月31日付け土用第1163号で当該訴訟事務を国(総合事務局開発建設部)へ引き継いでいる。	用地課
136	<u>申立日</u> 平成19年2月1日 那覇簡易裁判所 平成19年(ノ)第23号 損害賠償請求調停事件 不調	原告 ○○○○○ 被告 沖縄県	平成9年度から実施している県道屋我地仲宗根線の道路改築事業に伴い、○○○○○所有の土地が県道より低くなったことを起因とした土地への出入りの不便性、小型船舶の流出による損害、土地造成の成果が無に帰したことによる損害を主張し慰謝料及び損害金の支払いを請求している事件である。 不調となった日 平成19年8月17日	道路街路課
137	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成13年12月13日 那覇地方裁判所	原告 ○○○○○○○ 被告	原告は、沖縄県知事から砂利採取法及び沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づく許認可を得て、海砂利を採取しようとしたが、許可海域には許可	海岸防犯課

	平成13年(ワ)第976号 砂利・砂売払代金返還請求 事件 <b>判決言渡済</b>	沖縄県	を得た数量の海砂利が存在せず、全量を採取できなかつた。このことは「特別の理由」に該当するとして、前納した採取料の一部の返還を求めた事件である。	
138	<b>控訴審</b> <b>提起日</b> 平成16年4月15日 福岡高等裁判所那覇支部 平成16年(ネ)第76号 砂利・砂売払代金返還請求 控訴事件 <b>判決言渡済</b>	<b>控訴人</b> ○○○○○○○ <b>被控訴人</b> 沖縄県	那覇地方裁判所平成13年(ワ)第976号砂利・砂売払代金返還請求事件について、平成16年4月7日に言い渡された判決は全部不服であるとして、控訴を提起した事件である。 <b>判決言渡日</b> 平成16年11月25日 <b>判決要旨</b> 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	海岸防 災課
139	<b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成16年12月3日 福岡高等裁判所那覇支部 平成16年(ネ)第23号 砂利・砂売払代金返還請求 上告提起事件 <b>判決言渡済</b>	<b>上告人</b> ○○○○○○○ <b>被上告人</b> 沖縄県	福岡高等裁判所那覇支部平成16年(ネ)第76号砂利・砂売払代金返還請求控訴事件について、平成16年11月25日に言い渡された判決は全部不服であるとして、上告の提起をした事件である。 <b>判決言渡日</b> 平成17年1月31日 <b>判決要旨</b> 1 本件上告を却下する。 2 上告費用は上告人の負担とする。	海岸防 災課
140	<b>上告審</b> <b>提起日</b> 平成16年12月3日 最高裁判所第一小法廷 平成17年(受)第363号 砂利・砂売払代金返還請求 上告受理申立事件 <b>判決確定済</b>	<b>申立人</b> ○○○○○○○ <b>被申立人</b> 沖縄県	福岡高等裁判所那覇支部平成16年(ネ)第76号砂利・砂売払代金返還請求控訴事件について、平成16年11月15日に言い渡された判決は全部不服であるとして、上告受理の申立をした事件である。 <b>判決言渡日</b> 平成17年3月24日 <b>判決要旨</b> 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。	海岸防 災課
141	<b>原審</b> <b>提起日</b> 平成15年8月22日 那覇地方裁判所 平成15年(ワ)第1034号 砂利・砂売払代金返還請求 事件 <b>判決言渡済</b>	<b>原告</b> ○○○○○○○○○ <b>被告</b> 沖縄県	原告は、沖縄県知事から砂利採取法及び沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づく許認可を得て、海砂利を採取しようとしたが、許可海域には許可を得た数量の海砂利が存在せず、全量を採取できなかつた。 したがって、採取料を返還すべき「特別の理由」が存在するとして、前納した採取料の一部の返還を求めた事件である。 <b>判決言渡日</b> 平成16年10月12日 <b>判決要旨</b> 1 原告の請求を棄却する。	海岸防 災課



			2 訴訟費用は原告の負担とする。	
142	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成16年10月22日 福岡高等裁判所那覇支部 平成16年(ネ)第164号 砂利・砂売払代金返還請求 控訴事件 判決確定済	<u>控訴人</u> ○○○○○○○○ ○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	那覇地方裁判所平成15年(ワ)第1034号砂利・砂売払代金返還請求事件について、平成16年10月12日言い渡された判決は全部不服であるとして、控訴を提起した事件である。 判決言渡日 平成17年3月17日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。	海岸防災課
143	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成15年8月22日 那覇地方裁判所 平成15年(ワ)第1033号 砂利・砂売払代金返還請求 事件 判決言渡済	<u>原告</u> ○○○○○○○○ ○○○○○○ <u>被告</u> 沖縄県	原告は、沖縄県知事から砂利採取法及び沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づき許認可を得て、海砂利を採取しようとしたが、許可海域には許可を得た数量の海砂利が存在せず、全量を採取できなかったとして、前納した採取料の一部を返還するよう請求した事件である。 判決言渡日 平成16年10月14日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	海岸防災課
144	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成17年10月26日 福岡高等裁判所那覇支部 平成16年(ネ)第168号 砂利・砂売払代金返還請求 控訴事件 判決確定済	<u>控訴人</u> ○○○○○○○○ ○○○○○○ <u>被控訴人</u> 沖縄県	原告は、沖縄県知事から砂利採取法及び沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づき許認可を得て、海砂利を採取しようとしたが、許可海域には許可を得た数量の海砂利が存在せず、全量を採取できなかったとして、前納した採取料の一部を返還するよう請求した事件である。(那覇地方裁判所平成15年(ワ)第1033号砂利・砂売払代金返還請求事件について、平成16年10月14日言い渡された判決は全部不服であるとして、控訴を提起した事件) 判決言渡日 平成17年3月17日 判決要旨 客観的な証拠がなく、また前納した採取料の一部を返還すべき「特別の理由」があるとは認められない。	海岸防災課
147	<u>提起日</u> 平成17年3月4日 那覇地方裁判所 平成17年(行ウ)第4号 損失補償金請求事件 係争中	<u>原告</u> ○○○○、△△ △、□□□□□、 ●●●●● <u>被告</u> 沖縄県	那覇市広域都市計画9・5・2平和記念公園裁決申請等事件に係る損失補償金請求事件である。補償額に不満のあった○○○○ほか3名の地権者らが原告となり、収用裁決の補償額が著しく低廉で違法であるとして土地収用法第133条の差額金請求権に基づき収用裁決の補償額と原告らの主張する補償額の差額等を沖縄県に請求している。	都市計画・モノレール課
148	<u>提起日</u> 平成19年9月19日 那覇地方裁判所 平成19年(ワ)第1505号 補助金請求事件	<u>原告</u> 破産者○○○○ ○○○○ 破産管 財人弁護士 △△	本事件は、県が都市モノレール導入に伴い、バス事業の運営に著しい減益が生じた場合の措置として、平成19年3月14日に交付決定した平成18年度バス事業影響措置費補助金9583万2000円と平成8年3月28日にモ	都市計画・モノレール課

		係争中 △ 被告 沖縄県 外1名 (那覇市)	ノルール導入事前対策資金として、〇〇〇〇〇に貸付した貸付金2億4732万1000円の償還未済額5181万7500円を対等額で相殺したことについて、〇〇〇〇〇破産管財人弁護士から、平成18年9月6日の破産手続開始を理由に同相殺が破産法第71条1項1号に該当するため、無効であると主張し、県と那覇市を相手に補助金約1億円の支払い(県・市各5181万7500円)を訴え	
149	提起日 平成18年2月1日 沖縄簡易裁判所 平成18年(ハ)第135号 損害賠償請求事件 取下げ	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県	原告は、平成14年度に勤めていた県立学校(沖縄盲学校)で2年半余病気(精神性疾患)により休職したのは、校長が変わり、教務主任室での執務の禁止や部屋での喫煙禁止、話し合いに参加することを強制されたことなどの精神的圧力による校長の指導が原因であるとして提訴。  取下げ日 平成18年3月17日	教育庁 県立学校 教育課
150	提起日 平成18年9月1日 那覇地方裁判所 平成18年(行ウ)第8号 処分取消等請求事件 取下げ  備考 知事が代表する部分は民事訴訟であることから、民事事件に区分し整理する。	原告 〇〇〇〇〇(元 那覇商業高等学校 教諭) 被告 沖縄県 訴訟参加者 ①沖縄県教育委員会 ②沖縄県人事委員会	原告が、平成16年4月1日からの「指導力不足等教員研修」を拒否し、正当な理由なく欠席したことに対し、職務命令に違反し、21日以上欠勤した等の理由により懲戒免職処分を行った。沖縄県人事委員会に地方公務員法に基づく不利益処分に関する不服申立てをしたが、却下された。 原告は「処分時、職務に起因する過労、ストレスから抑鬱、心身症などの精神疾患であり、正常な判断、対応能力に欠ける状態であった。そのような中での研修命令、研修欠席を理由とする処分は違法である。また、病欠の届出をしていた時の処分で事実と反し、違法である。」旨主張している。  取下げ日 平成20年3月31日	教育庁 県立学校 教育課
151	原審 提起日 平成18年10月12日 那覇地方裁判所 平成18年(行ウ)第11号 損害賠償請求事件 判決言渡済	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県 訴訟参加者 沖縄県教育委員会	教諭として沖縄県宮古郡△△△町△△△小学校に勤務していた原告が、原告を同校から排除しようと企てた同校校長らによる一連の行為によって、県教育長から指導不足教員に認定されることになった上、真実とは異なる研修場所で研修させられたなどとして、被告に対し、研修の種類及び場所を明らかにすることを求めるとともに、同認定の解除を求め、さらに、同校校長らが、原告の研修に際して組織ぐるみで違法な行為を行ったなどとして、被告に対し、不法行為に基づき、損害の賠償(国家賠償)を求めた事件である。  判決言渡日 平成19年9月12日 判決要旨 1 本件訴えのうち、原告の研修の種類を確認して、勤務場所を明確にすることを求める部分を却下する。 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。 3 訴訟費用は原告の負担とする。	教育庁 義務教育課



152	<p><b>控訴審</b>  <b>提起日</b> 平成19年9月21日  福岡高等裁判所  平成19年(行コ)第6号  損害賠償請求控訴事件  <b>判決言渡済</b></p>	<p><b>控訴人</b>  ○○○○  <b>被控訴人</b>  沖縄県  <b>訴訟参加者</b>  沖縄県教育委員会</p>	<p>教諭として沖縄県宮古郡△△△町△△△小学校に勤務していた原告が、原告を同校から排除しようと企てた同校校長らによる一連の行為によって、県教育長から指導不足教員に認定されることになった上、真実とは異なる研修場所で研修させられたなどとして、被告に対し、研修の種類及び場所を明らかにすることを求めるとともに、同認定の解除を求め、さらに、同校校長らが、原告の研修に際して組織ぐるみで違法な行為を行ったなどとして、被告に対し、不法行為に基づき、損害の賠償（国家賠償）を求めた事件である。</p>	教育庁 義務教育課
153	<p><b>上告審</b>  <b>提起日</b> 平成20年1月28日  最高裁判所第三小法廷  平成20年(行ツ)第121号  平成20年(行ヒ)第128号  損害賠償請求上告事件  <b>訴訟準備中</b></p>	<p><b>上告人</b>  ○○○○  <b>被上告人</b>  沖縄県</p>	<p>教諭として沖縄県宮古郡△△△町△△△小学校に勤務していた原告が、原告を同校から排除しようと企てた同校校長らによる一連の行為によって、県教育長から指導不足教員に認定されることになった上、真実とは異なる研修場所で研修させられたなどとして、被告に対し、研修の種類及び場所を明らかにすることを求めるとともに、同認定の解除を求め、さらに、同校校長らが、原告の研修に際して組織ぐるみで違法な行為を行ったなどとして、被告に対し、不法行為に基づき、損害の賠償（国家賠償）を求めた事件である。  現在最高裁判所で審理中である。</p>	教育庁 義務教育課
154	<p><b>提起日</b> 平成14年8月13日  那覇地方裁判所  平成14年(ワ)第350号  損害賠償請求事件  <b>引継手続中</b></p>	<p><b>原告</b>  ○○○○  法定代理人親権者 母 △△△△  △  <b>被告</b>  沖縄県</p>	<p>平成11年2月に養護学校スロープを車椅子で昇ろうとしたところ、車椅子が転倒し、大腿部を骨折した。また、平成12年5月に体育の授業中、マット運動で右肩胛骨を骨折した。2件の事故の原因は学校側の注意義務を怠ったことにより発生したものであり、沖縄県に対して損害賠償を請求した事件である。</p>	教育庁 保健体育課
155	<p><b>提起日</b> 平成18年7月4日  那覇地方裁判所石垣支部  平成18年(ワ)第48号  損害賠償請求事件  <b>係争中</b></p>	<p><b>原告</b>  ○○○○  法定代理人親権者父 △△△△  母 □□□□  <b>被告</b>  沖縄県  <b>訴訟参加者</b>  沖縄県教育委員会</p>	<p>沖縄県立青少年教育施設において主催事業開催中、科学実験体験コーナーで、ホーバクラフト試乗体験中の事故によって右手人差し指の第一関節と第二関節の間を切断した。  原告は主催者の県立少年自然の家が保護監督義務を怠ったとし、被告沖縄県に対して損害賠償を求めている訴訟である。</p>	教育庁 障害学習振興課

156	<p><b>原告</b>  <b>提起日</b> 平成19年1月24日  那覇地方裁判所  平成19年(ワ)第70号  損害賠償請求事件  <b>判決言渡済</b></p>	<p><b>原告</b>  〇〇〇〇ほか2  名  <b>被告</b>  沖縄県</p>	<p>訴外△△△が、平成18年2月9日午前零時20分頃、豊見城警察署付近の国道331号において、自家用車を対抗車線に進入させ物損事故を起こし逃走中に対向車線において、本件死亡事故を発生させた。本件事故は、警察車両が注意義務を怠り、漫然と加害車両を追尾した過失により、加害車両を暴走させたことにより発生したものとして損害賠償を請求した事件である。</p> <p><b>判決言渡日</b> 平成19年12月25日  <b>判決要旨</b>  1 原告の請求をいずれも棄却する。  2 訴訟費用は原告らの負担とする。</p>	警察本部監察課
157	<p><b>控訴審</b>  <b>提起日</b> 平成19年12月27日  福岡高等裁判所那覇支部  平成20年(ネ)第9号  損害賠償請求控訴事件  <b>係争中</b></p>	<p><b>控訴人</b>  〇〇〇〇ほか2  名  <b>被控訴人</b>  沖縄県</p>	<p>訴外△△△が、平成18年2月9日午前零時20分頃、豊見城警察署付近の国道331号において、自家用車を対抗車線に進入させ物損事故を起こし逃走中に対向車線において、本件死亡事故を発生させた。本件事故は、警察車両が注意義務を怠り、漫然と加害車両を追尾した過失により、加害車両を暴走させたことにより発生したものとして損害賠償を請求した事件である。</p>	警察本部監察課
158	<p><b>提起日</b> 平成19年5月30日  那覇地方裁判所  平成19年(ワ)第780号  損害賠償請求事件  <b>係争中</b></p>	<p><b>原告</b>  〇〇〇〇  <b>被告</b>  沖縄県</p>	<p>県警は平成19年3月14日原告を沖縄県青少年保護育成条例違反被疑者として逮捕し、翌日、原告の実名及び職業等をマスコミに公表し、マスコミ4社が県内全域に報道した。</p> <p>原告は本件被疑事件は、被害者と婚約中で真摯な交際中であり、逮捕は違法である。</p> <p>さらに、原告は精神的疾患で休職中であるにも関わらず報道したことは名誉・信用を失墜させたとして提訴した。</p>	警察本部監察課
159	<p><b>提起日</b> 平成19年10月11日  那覇地方裁判所  平成19年(ワ)第1625号  損害賠償請求事件  <b>係争中</b></p>	<p><b>原告</b>  〇〇〇〇〇〇〇〇  〇〇〇  <b>被告</b>  沖縄県</p>	<p>県警は原告を平成19年9月16日午後6時13分毒物及び劇物取締法違反被疑者として現行犯逮捕したものであるが、逮捕する際、原告が逮捕を逃れようと暴れて抵抗したため、制圧逮捕した。</p> <p>その際に、逮捕現場、搬送時及び豊見城署警察署取り調室において、警察官数名から暴行を受け3日間の加療を要する傷害を負ったとして提訴した事件である。</p>	警察本部監察課

## ○訴訟等事務処理要領（昭和59年12月21日制定。沖縄県知事決裁）

〔沿革〕 昭和59年12月21日依命通達。平成元年5月1日一部改正、平成9年3月17日一部改正、平成14年7月1日一部改正、平成19年7月3日一部改正

- 第1** 訴訟、和解（訴えの提起前の和解を含む。）、調停、督促手続、不服申立等（以下「訴訟等」という。）に関する事務は、当該訴訟等に係る事務事業を主管する事務部局（以下「主管部局」という。）において処理するものとし、その総括事務は総務部（総務私学課）において行うものとする。
- 第2** 県が、紛争を解決するため、訴えを提起しようとするときは、主管部局の長は、あらかじめ、紛争の相手方、請求の内容、紛争の原因、その事実関係及びその経緯並びに当該紛争に対する訴訟方針を記載した書類に関係資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第3** 県を被告とする訴状の送付を受けたときは、主管部局の長は、直ちに、その訴状の請求原因に記載されている事実関係及びその訴えが提起されるに至った経緯を調査の上、当該訴訟に対する訴訟方針を記載した書類に当該訴状及び調査資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第4** 主管部局の長又は統括監（主管部局で当該訴訟に係る事務事業を統括する統括監をいう。以下同じ。）は、訴訟事件の処理に当たっては、関係職員のうちから指定代理人を選任するものとする。また、指定代理人のほか、訴訟代理人の選任を必要とする場合は、主管部局の統括監は、総務部総務統括監に訴訟代理人の選任を依頼すること。
- 第5** 主管部局の統括監は、総務部総務統括監から訴訟代理人の選任通知を受けたときは、速やかに訴訟代理人に対し訴状の内容、その訴えが提起されるに至った経緯、訴訟方針等を的確に説明すること。
- 第6** 主管部局の担当課長（当該訴訟に係る事務事業を所掌する課の長をいう。以下同じ。）は、県の訴訟代理人と打合せ及び現地調査を行ったときは、その都度、事件打合会・現地調査結果報告書（第1号様式）を作成するものとする。
- 第7** 口頭弁論又は準備手続が行われたときは、主管部局の担当課長は、その期日ごとに事件経過報告書（第2号様式）を作成するものとする。
- 第8** 訴訟において、裁判所から和解の勧告があり、和解に応じようとするときは、主管部局の長は、和解期日調査を作成させ議会の議決を経て和解すること。

- 第9 主管部局の担当課長は、和解調書が作成されたときは、直ちに、その正本の写しを総務私学課長に送付するものとする。
- 第10 主管部局の担当課長は、判決の言渡しがあったときは、直ちに、その正本の写しを総務私学課長に送付するものとする。
- 第11 主管部局の長は、県が敗訴したときは、上訴するか否か、その理由、判例・学説の動向、訴訟代理人の意見等について記載した書類に当該判決書及び関係資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第12 県が上訴した場合又は相手方が上訴した場合の手続については、前各号に準じ処理すること。
- 第13 総務部長は、係争中の訴訟事件について、必要があると認めるときは、主管部局の長に対し、当該事件に関し報告を求め、又は準備書面その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 第14 訴えの提起前の和解、調停、督促手続及び不服申立に関する事務手続についても、前各号の例により処理すること。
- 第15 前各号により、総務部長に合議する場合は、総務私学課長を経由すること。
- 第16 主管部局の長は、訴訟等に関する事務が完結したときは、一件書類を総務私学課長に引継ぐこと。
- 第17 この要領の規定は、次に掲げる訴訟等に関する事務については適用しない。
- (1) 県税、農地及び県営住宅に関する訴訟等
  - (2) 県の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による県を被告とする訴訟（(3)において「県を被告とする訴訟」という。）に係る訴えの提起
  - (3) 県の行政庁の処分又は裁決に係る県を被告とする訴訟に係る和解
  - (4) 県が処分庁又は審査庁として決定又は裁決する事件に係る不服申立
  - (5) 地方公営企業法（昭和28年法律第292号）第8条第1項の規定により、地方公営企業の管理者が代表する訴訟等

**附 則**（昭和59年12月21日付け総文第624号（各部局長あて総務部長名依命通達「訴訟等に対する事務処理要領について」））

（本文）訴訟等事務処理要領が別紙のとおり定められたので、命により通知します。

**附 則**（平成元年5月1日付け総文第100号決裁通知）

（前文）平成元年4月1日から適用する。

**附 則**（平成9年3月17日付け総文第962号決裁通知）

（本文）訴訟等事務処理要領の一部を別添のとおり改正したので通知します。

**附 則**（平成14年7月1日付け決裁）

訴訟等事務処理要領の一部を次のように改正する。

**附 則**（平成19年7月3日付け決裁）

この要領は、平成19年7月3日から施行する。

第1号様式

事件（打合会・現地調査）報告

	主管部 課名		担当者 名	
事件の表示	裁判所	(簡・地・高) 裁判所 支部		
	事件番号			
	事件名			
	相手方			
日時	平成 年 月 日 午(前・後) 時 分 ~ 時 分			
場所				
出席者				
次回期日	平成 年 月 日 午(前・後) 時 分			
	概 要			
次回の予定				
添付書類	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.			



事 件 経 過 報 告

		主管部 課 名		担当者 氏 名		
事 件 の 表 示	裁 判 所	( 簡・地・高 ) 裁判所 支部				
	事件番号					
	事 件 名					
	相 手 方					
今 回 期 日	手続の別	準備、弁論、証拠調、和解、調停、言渡				
	期 日	平成 年 月 日				
	結 果	変更、延期、続行、休止、終結				
	裁 判 官					
	出 頭 者	指 定 代理人				外 名
		訴 訟 代理人				外 名
		相 手 方	本人・代表者・代理人			計 名
次 回 期 日	平成 年 月 日 午 ( 前・後 ) 時 分					
経 過 要 旨						
次回の予定						
添付書類	1. 答弁書 2. 準備書面 ( 県 相 ) 3. 証拠説明書 ( 県 相 ) 4. 証拠申出書 ( 県 相 ) 5. 人証調書 6. 検証調書 7. 書証 ( 通 )					